

第5編 災害復旧計画

第1章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定のための緊急措置

【実施機関：総務部、市民福祉部、環境産業部】

第1 基本方針

災害により被害を受けた市民が、早期に安定した生活を取り戻せるように、市及び防災関係機関等は、被災者に対する生活相談、資金融資・貸付等の金融支援、租税の減免等について、必要な措置を講ずる。

第2 生活相談窓口の設置

市は、以下の通り、生活相談窓口の設置に努める。

- 1 災害発生直後から被災者のための相談所を市庁舎、二ツ井町庁舎、指定避難所等に設置し、苦情または要望に対し、適切な対応・措置を実施する。
- 2 県及び防災関係機関等と連携し、種々の相談に対して速やかかつ適切に対応する。
- 3 応急対策等に関する情報を市民に提供するため、情報提供及び相談業務窓口の一元化に努める。

第3 早期再就職の支援・雇用保険の給付対策

災害により失業した者の雇用確保のため、労働局、公共職業安定所（ハローワーク）及び県は、以下の通り、職業相談、求人開拓、職業の斡旋、雇用保険の失業給付等の必要措置を講ずる。

また、市は、県と連携して、被災者の働く場を確保するための即効性のある臨時的な雇用創出策の実施に努める。

早期再就職の支援	職業相談	公共職業安定所職員を相談所または被災地に派遣し、被災者への職業相談を行う。
	求人開拓	被災者の希望する休職条件に合うよう、公共職業安定所において求人開拓を行う。
	職業訓練等	他職種への職業転換希望者に対しては、職業訓練の実施、転換給付金等を活用し、被災者の雇用確保に努める。
雇用保険の失業給付に関する特例措置	証明書による失業の認定	被災地域を所管する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後認定を行い、失業給付を行うものとする。
	激甚災害に係る休業者に対する基本手当の支給	被災地域を所管する公共職業安定所長は、当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして、基本手当を支給するものとする。

被災事業主に関する措置	労働保険料の徴収の猶予等	災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長、延滞金若しくは追徴金の徴収免除または労働保険料の納付の猶予等の措置を講ずるものとする。
	制度の周知徹底	制度の周知に当たっては、自らの広報に加え、市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対して当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。

第4 租税の徴収猶予及び減税の措置

被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予及び減免する措置を講ずるものとする。

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、納付または納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免措置を災害の状況により実施する。

1 国税の特別措置

(1) 支援の内容

ア 所得税の軽減

災害により住宅や家財等に損害を受けた場合、確定申告で次の2つのうち有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部または一部を軽減することができる。

(ア) 所得税法（昭和40年法律第33号）に定める雑損控除の方法

(イ) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号。

以下、「災害減免法」という。）に定める税金の軽減免除による方法

イ 予定納税の減額

災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請することにより、減額を受けることができる。

ウ 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予等

災害により住宅や家財等に損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）することにより、所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予または還付を受けることができる。

エ 納税の猶予

災害により被害を受けた場合、税務署長に申請し、その許可を受けることにより、納税の猶予を受けることができる。

オ 申告等の期限の延長

災害等の理由により申告、納付等をその期限までにできない時は、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される。

これには、個別指定による場合と地域指定による場合がある。

(2) 対象者

ア 所得税の軽減

(ア) 雑損控除

災害により住宅や家財に損害を受けた者、災害に対してやむを得ない支出（災害関連支出）をした者が対象となる。

(イ) 災害減免法に定める税金の軽減免除

損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上で、被害を受けた年分の所得金額が

1,000万円以下の者が対象となる。

イ 予定納税の減額

所得税の予定納税をしている者で災害により損失を受けた者が対象となる。

ウ 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予

災害による住宅や家財の損害額が、その住宅や家財の価額の2分の1以上で、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である者等が対象となる。

エ 納税の猶予

納税者（源泉徴収義務者を含む。）で、災害により全積極財産のおおむね5分の1以上の損失を受けた者、または災害等により被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる者が対象となる。

オ 申告等の期限の延長

災害によりその期限までに申告、納付することができないと認められる者が対象となる。

(3) 問合せ

税務署

2 市税等の特別措置

(1) 市税等の徴収猶予及び減免の措置関係

ア 納期限の延長

災害により、納税者が期限内に申告、申請、請求その他書類の提出、または市税を納付もしくは納入することができないと認める場合には、当該期限を延長する。

(ア) 災害が広範囲に発生した場合、市長は、地域、期日その他必要な事項を指定して、期限を延長するものとする。（能代市市税条例第9条の2）

(イ) (ア)以外の場合、災害がおさまった後、被災納税者による申請があった場合は、災害がやんでから2月以内、特別徴収義務者については30日以内において、市長が納期限を延長するものとする。（能代市市税条例第9条の2）

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税者等が市税を一時的に納付、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うものとする。（地方税法〔昭和25年法律第226号〕第15条）

ウ 減免

市長は、被災した納税者に対し、地方税法及び能代市市税条例の規定に基づき、税の減免措置を講ずる。

(2) 広報

市税等の徴収猶予・減免措置に関する広報活動については、広報紙若しくはチラシの配布等により行う。

(3) 問合せ

市（総務部税務課）

第5 国民健康保険税、介護保険料の減免・猶予等

1 支援の内容

国民健康保険税や医療費の一部負担金、健康保険料、介護保険料等について特別措置が講じられる。

(1) 国民健康保険税

国民健康保険の被保険者について、保険税の延長や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられる。

(2) 健康保険料等

事業所の健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律115号）等に関する保険料等の納期限または徴収期限が延長される場合がある。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合がある。

(3) 介護保険料

介護保険料の納期限の延長・減免や利用者負担額の減免措置が講じられる。

2 対象者

保険者によって取扱いが異なるので、加入している医療保険制度保険者や市（市民福祉部市民保険課、総務部税務課）及び国民健康保険組合に確認が必要である。

3 問合せ

市（市民福祉部市民保険課、総務部税務課）、国民健康保険組合、健康保険組合、日本年金機構

第6 応急住宅等の提供

1 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅の設置は、第2編 第3章 第31節の「第3 応急仮設住宅の設置」（P336）に準ずる。

2 公営住宅の建設

災害により住居を滅失または焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、県及び市は必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

3 住宅金融支援機構融資の斡旋

市は、災害による家屋被害の状況を遅滞なく調査し、災害復興住宅融資の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興住宅融資の促進を図るよう努める。

4 公営住宅の修理

市は、被災した既設の公営住宅の修理を速やかに行い、住宅の確保を図る。

第7 住宅資金の貸付等

被災住宅の再建等のための貸付等については、以下の通りである。

1 災害復興住宅融資（建設）

<p>支援の内容</p>	<p>(1) 自然現象により生じた災害または自然現象以外の原因による災害のうち、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資</p> <p>(2) 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅</p> <p>(3) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要</p> <p>(4) 融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。</p> <p>ア 融資限度額</p> <table border="1" data-bbox="400 929 1385 1016"> <thead> <tr> <th>基本融資</th> <th>特例加算（一般分）</th> <th>土地取得費</th> <th>整地費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,460万円</td> <td>450万円</td> <td>970万円</td> <td>380万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 返済期間：35年または25年（構造による。基本融資以外は、抜本融資の返済期間に同じ。）</p> <p>ウ 金利：住宅金融支援機構に確認が必要</p>	基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費	整地費	1,460万円	450万円	970万円	380万円
基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費	整地費						
1,460万円	450万円	970万円	380万円						
<p>対象者</p>	<p>(1) 本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。（住宅が「大規模半壊」または「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）</p>								
<p>問合せ先</p>	<p>住宅金融支援機構</p>								

2 災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）

<p>支援の内容</p>	<p>(1) 自然現象により生じた災害または自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅（中古住宅）を購入する場合に受けられる融資</p> <p>(2) 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が、50㎡以上（マンションの場合40㎡以上）175㎡以下の住宅で、1戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要</p> <p>(3) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要</p> <p>(4) 融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。</p> <p>ア 新築住宅</p> <p>(ア) 融資限度額</p> <table border="1" data-bbox="400 808 1386 898"> <thead> <tr> <th>基本融資</th> <th>特例加算（一般分）</th> <th>土地取得費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,460万円</td> <td>450万円</td> <td>970万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 返済期間：35年または25年（構造による。基本融資以外は、基本融資の返済期間に同じ。）</p> <p>(ウ) 金利：住宅金融支援機構に確認が必要</p> <p>イ 中古住宅</p> <p>(ア) 融資限度額</p> <table border="1" data-bbox="400 1104 1386 1193"> <thead> <tr> <th>基本融資</th> <th>特例加算（一般分）</th> <th>土地取得費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,460万円または1,160万円</td> <td>450万円</td> <td>970万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 返済期間：35年または25年（融資タイプ・構造による。）</p> <p>(ウ) 金利：住宅金融支援機構に確認が必要</p>	基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費	1,460万円	450万円	970万円	基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費	1,460万円または1,160万円	450万円	970万円
基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費											
1,460万円	450万円	970万円											
基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費											
1,460万円または1,160万円	450万円	970万円											
<p>対象者</p>	<p>(1) 本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。（住宅が「大規模半壊」または「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも、一定の条件を満たす場合は、対象となる。）</p>												
<p>問合せ先</p>	<p>住宅金融支援機構</p>												

3 災害復興住宅融資（補修）

支援の内容	(1) 自然現象により生じた災害または自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資		
	(2) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要		
	(3) 融資の日から1年間の元金据置期間を設定できる（ただし、返済期間は延長できない。）。 ア 融資限度額		
	基本融資	整地費	引方移転費用
	640万円	380万円	380万円
	イ 返済期間：20年		
	ウ 金利：住宅金融支援機構に確認が必要		
対象者	(1) 本人が居住するために住宅を補修する者で、住宅に10万円以上の被害を受け、「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。		
問合せ先	住宅金融支援機構		

4 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

支援の内容	(1) 住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの。 ア 返済金の払込みの据置：1～3年間 イ 据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減 ウ 返済期間の延長：1～3年		
	(2) 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まる。		
	対象者	(1) 商品、農作物その他の事業財産または勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した者	
		(2) 融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な者	
	(3) 債務者または家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した者		
問合せ先	住宅金融支援機構または取扱金融機関		

5 生活福祉資金貸付制度による貸付（住宅の補修等）

支援の内容	(1) 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの ア 貸付限度額：250万円（目安） イ 貸付利率：無利子（連帯保証人を立てた場合）、年1.5%（連帯保証人を立てない場合） ウ 据置期間：6か月以内 エ 償還期間：7年以内（目安）
対象者	(1) 低所得世帯、障がい者または高齢者世帯（日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る。） ※ 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外
問合せ先	県、市（市民福祉部）、社会福祉協議会

6 母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金

支援の内容	(1) 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの ア 貸付限度額：200万円以内 イ 貸付利率：無利子（連帯保証人がいる場合）、年1.5%（連帯保証人がいない場合） ウ 据置期間：6か月（貸付の日から2年を超えない範囲内で延長することも可能） エ 償還期間：7年以内
対象者	(1) 住宅が全壊・半壊・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象
問合せ先	県、市（福祉事務所）

7 住宅防災工事資金融資

支援の内容	(1) 災害によって崩壊または危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告または命令が出される。 (2) 改善勧告または改善命令を受けた者に対して、法面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む。）の工事のための費用を融資するもの ア 融資限度額：1,030万円または工事費の9割のいずれか低い額 イ 償還期間：15年以内 ウ 金利：住宅金融支援機構に確認が必要
対象者	(1) 宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告または改善命令を受けた者
問合せ先	住宅金融支援機構

8 地滑り等関連住宅融資

<p>支援の内容</p>	<p>(1) 地滑りや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資するもの</p> <p>(2) 融資の対象となる地滑り等関連住宅には主に次のタイプがある。</p> <p>ア 地滑り関連住宅 地滑り等防止法の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋、または関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋</p> <p>イ 土砂災害関連住宅 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋</p> <p>(3) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要</p> <p>ア 移転資金、建設資金または新築住宅の購入 (ア) 融資限度額</p> <table border="1" data-bbox="400 1016 1385 1189"> <tr> <td>移転資金、建設資金または新築購入資金</td> <td>土地取得資金</td> </tr> <tr> <td>1,460万円または1,400万円 ※ 構造による</td> <td>970万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特例加算（一般分） 450万円</td> </tr> </table> <p>(イ) 返済期間：35年または25年（構造による。特例加算（一般分）の返済期間は、移転資金、建設資金または新築購入資金の返済期間に同じ）</p> <p>(ウ) 金利：住宅金融支援機構に確認が必要</p> <p>イ 中古住宅の購入 (ア) 融資限度額</p> <table border="1" data-bbox="400 1435 1385 1648"> <tr> <td>購入資金</td> <td>特例加算（一般分）</td> <td>土地取得費</td> </tr> <tr> <td>1,460万円 または1,160万円 または 950万円 ※ 融資タイプ・構造による</td> <td>450万円</td> <td>970万円</td> </tr> </table> <p>(イ) 返済期間：35年または25年（融資タイプ・構造による。）</p> <p>(ウ) 金利：住宅金融支援機構に確認が必要</p>	移転資金、建設資金または新築購入資金	土地取得資金	1,460万円または1,400万円 ※ 構造による	970万円	特例加算（一般分） 450万円		購入資金	特例加算（一般分）	土地取得費	1,460万円 または1,160万円 または 950万円 ※ 融資タイプ・構造による	450万円	970万円
移転資金、建設資金または新築購入資金	土地取得資金												
1,460万円または1,400万円 ※ 構造による	970万円												
特例加算（一般分） 450万円													
購入資金	特例加算（一般分）	土地取得費											
1,460万円 または1,160万円 または 950万円 ※ 融資タイプ・構造による	450万円	970万円											
<p>対象者</p>	<p>(1) 関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転または除去する際の当該家屋の所有者、借入人または居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた者</p>												
<p>問合せ先</p>	<p>住宅金融支援機構</p>												

第8 災害弔慰金及び見舞金の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

市は、災害により家族を失い、精神または身体に著しい障がいを受けた被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）」の規定に基づき制定した「能代市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年3月21日条例第174号）」（資料編〇〇（P〇〇）参照）により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を行う。

（1）災害弔慰金

支援の内容	<p>ア 災害により死亡した者の遺族に対し、能代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給するもの</p> <p>（ア）生計維持者の死亡…500万円を超えない範囲内で支給</p> <p>（イ）その他の者の死亡…250万円を超えない範囲内で支給</p> <p>※ ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。</p>
対象者	<p>ア 災害により死亡した者（（ア）市に住民登録がある者、（イ）市に外国人登録がある者）の遺族</p> <p>イ 支給の範囲・順位は、死亡した者の（ア）配偶者、（イ）子、（ウ）父母、（エ）孫、（オ）祖父母</p> <p>ただし、死亡当時、（ア）～（オ）が存しない場合には、死亡者と同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹も含む。</p> <p>※ 対象となる災害は、自然災害で市において住居が5世帯以上減失した災害等</p>
問合せ先	市

(2) 災害障害見舞金

支援の内容	<p>ア 災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障がいが出た場合、能代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害障害見舞金を支給するもの</p> <p>(ア) 生計維持者が重度の障がいを受けた場合…250万円を超えない範囲内で支給</p> <p>(イ) その他の者が重度の障がいを受けた場合…125万円を超えない範囲内で支給</p>
対象者	<p>ア 災害により以下のような重い障がいを受けた者</p> <p>(ア) 両眼が失明した者</p> <p>(イ) 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した者</p> <p>(ウ) 神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する者</p> <p>(エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する者</p> <p>(オ) 両上肢をひじ関節以上で失った者</p> <p>(カ) 両上肢の用を全廃した者</p> <p>(キ) 両下肢をひざ関節以上で失った者</p> <p>(ク) 両下肢の用を全廃した者</p> <p>(ケ) 精神または身体の障がい重複する場合における当該する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる者</p> <p>※ 対象となる災害は、自然災害で市において住居が5世帯以上減失した災害等</p>
問合せ先	市

2 災害援護資金の貸付

災害により住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づく「能代市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年3月21日条例第174号）」（資料編〇〇（P〇〇）参照）を定め、災害援護資金の貸付を行う。

<p>支援の内容</p>	<p>(1) 災害により負傷または住居、家財の損害を受けた者に対して、能代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けるもの</p> <p>ア 貸付限度額</p> <table border="1" data-bbox="400 353 1385 779"> <tr> <td colspan="2">世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>(ア) 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>(イ) 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>(エ) 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>(ア) 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>(イ) 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 住居の全壊（工の場合を除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>(エ) 住居全体の滅失または流失</td> <td>350万円</td> </tr> </table> <p>イ 貸付利率：年3%（据置期間は無利子） ウ 据置期間：3年以内（特別の場合は5年） エ 償還期間：10年以内（据置期間を含む。）</p>	世帯主に1か月以上の負傷がある場合		(ア) 当該負傷のみ	150万円	(イ) 家財の3分の1以上の損害	250万円	(ウ) 住居の半壊	270万円	(エ) 住居の全壊	350万円	世帯主に1か月以上の負傷がない場合		(ア) 家財の3分の1以上の損害	150万円	(イ) 住居の半壊	170万円	(ウ) 住居の全壊（工の場合を除く）	250万円	(エ) 住居全体の滅失または流失	350万円
世帯主に1か月以上の負傷がある場合																					
(ア) 当該負傷のみ	150万円																				
(イ) 家財の3分の1以上の損害	250万円																				
(ウ) 住居の半壊	270万円																				
(エ) 住居の全壊	350万円																				
世帯主に1か月以上の負傷がない場合																					
(ア) 家財の3分の1以上の損害	150万円																				
(イ) 住居の半壊	170万円																				
(ウ) 住居の全壊（工の場合を除く）	250万円																				
(エ) 住居全体の滅失または流失	350万円																				
<p>対象者</p>	<p>(1) 次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象</p> <p>ア 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上</p> <p>イ 家財の3分の1以上の損害</p> <p>ウ 住居の半壊または全壊・流失</p> <p>(2) 以下の所得制限がある。</p> <table border="1" data-bbox="400 1160 1385 1451"> <tr> <td>世帯人員</td> <td>市民税における前年の総所得金額</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とする。</td> </tr> </table> <p>※ 対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害</p>	世帯人員	市民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とする。								
世帯人員	市民税における前年の総所得金額																				
1人	220万円																				
2人	430万円																				
3人	620万円																				
4人	730万円																				
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とする。																				
<p>問合せ先</p>	<p>市</p>																				

3 災害罹災者に対する見舞金

県は、災害により被害を受けた罹災者に対し、その自立更正を助長することを目的として、見舞金の給付を行う。

支給額	(1) 死者または行方不明者（1世帯につき） 60万円					
	(2) 災害により精神または身体に著しい障がいを受けた者 60万円					
	(3) 自己所有で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の程度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、流失</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>半壊、床上浸水</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table>	被害の程度	金額	全壊、流失	60万円	半壊、床上浸水
被害の程度	金額					
全壊、流失	60万円					
半壊、床上浸水	20万円					
対象者	(4) 借家で現に居住している家屋の被災世帯主					
	(1) 災害により死者または行方不明者を出した世帯					
	(2) 災害により精神または身体に著しい障がいを受けた者					
	(3) 災害により住宅を全壊、流失または半壊した世帯					
問合せ先	(4) 床上浸水により住家に被害を受けた世帯					
	(5) (1)から(4)に掲げるもののほか、知事が必要と認めたもの					
	秋田県（窓口：総務部総合防災課）					

第9 生活資金等の貸付

大規模な災害時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により、地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市、県、社会福祉協議会は、災害時における被災者（事業者を含む）の自立的生活再建（生活復興）を支援するため、防災関係機関、関係団体等と協力し、生活資金等の貸付の措置を講ずるものとする。

なお、住宅再建等に関する資金の貸付等については、同節第7を参照とする。

1 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から速やかな自立更生を促すため、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行うこととなっている。

(1) 借入の手続き

貸付を受けようとする者は、市社会福祉協議会に備えつけられている借入申込書を、その居住地を担当区域とする民生委員を通じ、市社会福祉協議会を経由して、県社会福祉協議会長に提出するものとする。

(2) 貸付金の種類

生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要となる費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）がある。

	福 社 費	緊急小口資金
貸付限度額	150万円（目安）	10万円
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人をたてない場合：年1.5%	無利子
据置期間	6か月以内	2か月以内
償還期間	7年以内（目安）	8か月以内

このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(3) 対象者

低所得世帯、障がい者または高齢者世帯

※ 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外

2 母子父子寡婦福祉資金の貸付

県は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うこととなっている。このため、市では、福祉事務所に窓口を設け、貸付申請書を備え付けている。

(1) 貸付の対象

貸付の対象は、配偶者のない女子及び男子であって、現に児童（20才未満の者）を扶養している者並びに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等である。ただし、いずれの場合も前年度所得額が所得制限限度額以内の者に限る。

(2) 借入の手続き

貸付を受けようとする者は、貸付申請書に関係書類を添付して、県に申請する。

(3) 貸付金の種類

- ア 事業開始資金
- イ 事業継続資金
- ウ 住宅資金
- エ 技能修得資金
- オ 生活資金
- カ 就職支度資金
- キ 修学資金
- ク 転宅資金
- ケ 就学支度資金
- コ 修業資金
- サ 医療介護資金
- シ 結婚資金

第10 被災者生活再建支援金の支給

県は、災害救助法が適用される規模の自然災害により住宅が全壊した世帯等に対し、自立した生活を開始するために必要な経費として、被災者生活再建支援金を支給する。また、市は、申請書の審査・取りまとめ等支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、県と連携を図り

ながら事務を行う。

1 支援の内容

自然災害により、住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、支援金を支給する。

支給額は、次の2つの支援金の合計額になる。

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になる。)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

全壊等	大規模半壊
100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）
200万円	100万円	50万円

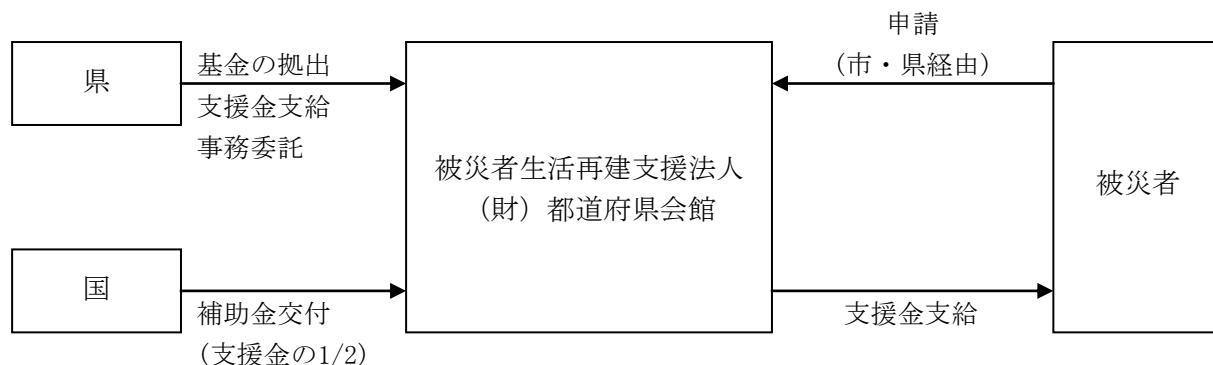
※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200万円（または100万円）

2 対象者

住宅が全壊等（※）または大規模半壊した世帯が対象。

（※）下記の世帯を含む。

- ・ 住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯
- ・ 噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住居が居住不能になった世帯



支援金支給の仕組み

第11 就学に対する支援等

1 教科書等の無償給与（災害救助法）

（1）支援の内容

災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給する。

（2）対象者

災害救助法が適用された市において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒が対象となる。

※ 「児童・生徒」には、特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む。

（3）問合せ先

県、災害救助法が適用された市

2 小・中学校の就学援助措置

（1）支援の内容

災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助する。

（2）対象者

要保護世帯、準要保護世帯（市が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯）

（3）問合せ先

県、市、学校

3 高等学校授業料減免措置

（1）支援の内容

災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予または減額、免除する。

（2）対象者

地方公共団体の長が災害その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める者が対象

（3）問合せ先

県、学校

4 奨学金制度の緊急採用

（1）支援の内容

災害により家計が急変し緊急に奨学金の貸付が必要となった生徒・学生に対して、奨学会の貸出（無利子）を緊急に受付け・採用する。

（2）対象者

高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の生徒・学生

(3) 問合せ先

高等学校または専修学校（高等課程）の生徒：各学校、公益財団法人秋田県育英会
大学、短期大学、大学院、高等専門学校または専修学校（専門課程）の学生・生徒：各
学校、独立行政法人日本学生支援機構

5 児童扶養手当等の特別措置**(1) 支援の内容**

被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当に
ついて、所得制限の特例措置を講ずる。

(2) 対象者

障がい者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯

(3) 問合せ先

県、市

第12 その他の生活支援**1 生活関連物資の安定的な確保**

災害発生時には、交通、通信機能の寸断や麻痺等により流通機能に混乱が生じ、食料品、
日用品等の生活関連物資の円滑な供給が妨げられるため、県と連携して、以下の対策を講ず
る。

(1) 相談窓口・業者指導

ア 市及び県は、被災者相談窓口等において、市民からの苦情、相談に対応する。
イ 県は、売り惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対して、速やかに事実確認のう
え、不当な行為については、是正指導を行う。市は、県に、市民から寄せられた情報を
提供し、必要に応じて、売り惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対する指導等の
要請を行う。

(2) 需給調査等

県は、生活関連物資の需給状況について調査等を行い、関係業界、国等への要請や円滑
な物資の流通及び価格の確保を図る。

(3) 国への要請

県は、必要に応じて、国に対し生活関連物資等の買い占め及び売り惜しみに対する緊急
措置に関する法律（昭和48年法律第48号）及び国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第
121号）の発動を要請する。

2 郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対象

日本郵便株式会社は、被害の状況によって、以下の措置を行う。

(1) 郵便業務関係

ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
ウ 被災地あての救助用郵便物の料金免除

(2) 為替貯金業務関係

- ア 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払い渡し
- イ 郵便貯金及び国債等の非常貸付
- ウ 被災者の救護を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除
- エ 民間災害救援団体への災害ボランティア口座寄付金の公募・配分
- オ 国債等の非常買い取り

(3) 簡易保険業務関係

- ア 保険料払込猶予期間の延伸
- イ 保険料前納払込の取消しによる保険還付金の即時払
- ウ 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
- エ 解約償還金の非常即時払
- オ 保険貸付金の非常即時払

3 放送受信料の免除

(1) 支援の内容

災害により被害を受けた受診契約者に対して、一定期間NHK（日本放送協会）の放送受信料が免除される。

免除に当たっては、日本放送協会が調査したうえで、免除の対象者が確定される。

(2) 対象者

対象者は、災害救助法が適用された区域内において、半壊・半焼または床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約している者である。

このほか、災害による被害が長期間にわたる場合等に免除が実施されることがある。

(3) 問合せ先

日本放送協会

4 公共料金・使用料等の特別措置

(1) 支援の内容

災害により被害を受けた被災者に対しては、市が所管する公共料金（上・下水道料金）や施設使用料、保育料等を軽減・免除することがある。

電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。

(2) 対象者

県、市、関係事業者が定める。

(3) 問合せ先

県、市、関係事業者

5 葬祭の実施（災害救助法）

(1) 支援の内容

遺族が遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がいない場合、市が遺族に代わって応急的に埋葬（火葬）を行う。

(2) 対象者

災害救助法が適用された市において、遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族とする。

死亡した者の遺族がいない場合も対象となる。

(3) 問合せ先

県、市

第13 地震保険

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進に努める。

第2節 農林漁業関係対策

【実施機関：環境産業部】

第1 基本方針

県は、災害により被害を受けた農林漁業者または農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

第2 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）

被災農林漁業者に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を日本政策金融公庫が融通する。

1 農業関係

- (1) 農業基盤整備資金
- (2) 農業経営基盤強化資金
- (3) 経営体育成強化資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金
- (5) 農林漁業施設資金（災害復旧）

2 林業関係

- (1) 造林資金（復旧造林、樹苗養成施設）
- (2) 林道資金
- (3) 農林漁業セーフティネット資金
- (4) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）

3 漁業関係

- (1) 漁業基盤整備資金
- (2) 漁船資金
- (3) 農林漁業セーフティネット資金
- (4) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）

第3 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）（以下「天災融資法」という。）による融資

1 支援の内容

天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災（暴風雨、豪雨等）による被害を受けた農林水産業者に農協系統金融資金や銀行用に利子補給を行い、再生産確保のため必要な経営資金を融資する制度である。

天災融資法

区分		融資限度額	①または②のうちどちらか低い金額		
			①損失額の%	②万円	
				個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500	
	一般農業者	45	200	2,000	
林業者		45	200	2,000	
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000	
	漁船建造・取得資金	80	500	2,500	
	水産動植物養殖資金	50	500	2,500	
	一般漁業者	50	200	2,000	

災害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される。

激甚災害法

区分		融資限度額	①または②のうちどちらか低い金額		
			①損失額の%	②万円	
				個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	80	600	2,500	
	一般農業者	60	250	2,000	
林業者		60	250	2,000	
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000	
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500	
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500	
	一般漁業者	60	250	2,000	

貸付利率、償還期限

資格者	貸付利率	償還期限
(1) 被害農林漁業者で損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内
(2) 被害農林漁業者で損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内
(3) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内

2 対象者

次の基準に該当すると市長の認定を受けた者が対象となる。

(1) 被害農林漁業者	(2) 特別被害農林漁業者
1 農作物の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上 2 樹体の損失額が30%以上	左のうち損失額が50%以上
1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上 2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上
1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上 2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上

3 問合せ先
市

第3節 中小企業関係対策

【実施機関：環境産業部】

第1 基本方針

市及び県は、災害時の被災中小企業者に対し、速やかな事業復興と経営の安定化を図るための対策を講ずる。

また、一般金融機関及び政府系金融機関の融資、並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧に必要な資金及び事業費の融資が、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を実施し、国に対しても要望する。

第2 実施体制

市は、県が設置する「地域経済復興支援対策本部」を中心として、被災中小企業者等を総合的に支援する。

地域経済復興支援対策本部構成機関

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1 | 県（産業労働部、関連部局、地域振興局） |
| 2 | 被災市町村 |
| 3 | 秋田県信用保証協会 |
| 4 | 金融機関（各政府系金融機関、銀行、信用金庫、信用組合） |
| 5 | （財）あきた企業活性化センター |
| 6 | 秋田県商工会連合会 |
| 7 | 秋田県商工会議所連合会 |
| 8 | 秋田県中小企業団体中央会 |

第3 復興事業の促進

地域経済復興支援対策本部は、被災中小企業者等を把握し、関係機関と連携して次の措置を構

ずる。

- 1 事業の継続、再開に必要な資金融資の円滑化
- 2 既存借入金の償還期限の延長
- 3 各種補助、助成制度の優先的な適用
- 4 稼動可能設備等の確認及び受発注のあっせん
- 5 原材料入手経路、販売ルート等の経営情報の提供
- 6 従業員確保のための人材情報の提供
- 7 新たな支援制度の創設

第4節 義援金の受入及び配分に関する計画

【実施機関：総務部、市民福祉部】

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、全国から多くの義援金品が寄せられ、寄託された義援金品は、被災者にとって大きな支えとなる。

市は、被災者救済のため市に寄せられた義援金品の受入及び配分を公平かつ適正に行い、被災者の自立を支援する。なお、本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体等への配分を指定する見舞金、寄附金等は含まないものとする。

第2 義援金品の受付

市は、義援金品の受付・問合せ窓口を設置し、義援金品の受付を実施する。義援金品の受付方法等については、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て広報・周知を図る。この場合においては、各指定避難所及び指定緊急避難場所のニーズ把握に努める。また、一般から受領した義援金は、受託者へ受領書を発行する。

なお、県、日本赤十字社、共同募金会においても、同様に義援金品の募集及び受付が実施されることがある。

第3 保管場所の確保等

受付けた義援金は、専用の預貯金口座を設け、払い出しまでの間、預貯金を保管するとともに、救援物資については、大量の救援物資が送られてくることを想定し、適切な一次保管場所を確保する。

県及び市は、被災者に必要な物資が迅速に届くよう、輸送機関の協力を得て一時保管場所や指定避難所等への輸送方法を迅速に定める。

なお、市は、ヤマト運輸株式会社 秋田主管支店と「災害時における物資等の輸送及び物資拠点施設の運営に関する協定」を締結しており、必要に応じて義援品の保管や輸送に関して協力を要請する。

第4 配分方法の検討

被災者あてに寄託された義援金を公平かつ適正に配分することを目的として、義援金品配分のため配分委員会を設置する。

1 配分委員会の構成

配分委員会は、県、市、地域団体、福祉団体及び関係指定地方公共機関で構成するものとする。

2 配分委員会事務局

配分委員会の事務局は、市民福祉部に置く。

第5 義援金品の配分

1 配分方法の決定

配分委員会は、市等の受付期間で受付けた義援金品の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期ならびにその他必要な事項）について、協議のうえ決定する。

2 配分の実施

配分委員会において決定された義援金品の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

3 配分先・使途が指定されている義援金

寄託者が配分先や使途を指定した義援金は、受付けた機関自らが預託者の指定先に配分する。

4 配分の公表

配分委員会では、被災者に対する義援金の配分結果について、報道機関等を通じて公表する。

第6 国・地方公共団体から市長あての見舞金

国・地方公共団体から市長あての見舞金は、総務部財政課で受入れ、歳入口座に入金し、市長あての災害見舞金として管理する。

第5節 財政金融計画

【実施機関：総務部】

第1 基本方針

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等における施策の実施は、関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任するものであり、当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担するものである。

しかし、大規模な災害が生じた場合、市の財政では十分な対応ができない事態も生じることから、市は、法令の規定に基づき、または予算上の措置により、財政負担の適正化のため、所要の措置を講ずる。

第2 対策

1 費用の負担者

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用（災対法第91条）

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令の特別の定めがある場合または予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。（注：法令に特別の定めがある場合）

ア 災害救助法 第18条

イ 水防法 第44条

ウ 災対法 第94条、第95条

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第60条、第62条

(2) 応援に要した費用（災対法第92条）

実施責任者が他の地方公共団体等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は実施責任者である市長が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

(3) 知事の指示に基づいて市が実施した費用（災対法第93条）

知事の指示に基づいて市が実施した応急措置のため要した費用及び応援のために要した費用のうち、指示または応援を受けた市に負担させることが困難または不適當なもので、災害対策基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部または全部を負担する。

2 国が負担または補助する範囲（災対法第94条）

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用は、別に法令に定めるところにより、または予算の範囲内において国がその全部または一部を負担し、または補助する。

(2) 非常災害対策本部長または緊急対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用（災対法第95条）

非常災害対策本部または緊急災害対策本部の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用のうち、市に負担させることが不適當なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部または一部を補助する。

(3) 災害復旧事業費等（災対法第96条）

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、または予算の範囲内で国がその全部または一部を負担し、または補助する。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費（災対法第97条）

政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、または被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いたうえで、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

（激甚法の対象となる事業は、第6節の「第6 激甚災害に対する援助措置」参照。）

3 災害救助基金

市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、能代市災害救助基金を積み立てており、必要な災害対策の費用に充てられる。

4 起債の特例（災対法第102条）

下記(1)、(2)の場合において、「災害対策基本法施行令」第43条に定める市は、激甚災害に指定された場合は、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第5条の規定に係わらず地方債をもってその財源とすることができる。

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で、総務省令で定められるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らして相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策または災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で市の負担に属するものの財源とする場合

5 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、市の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

第6節 激甚災害の指定に関する計画

【実施機関：各部局、防災関係機関】

第1 基本方針

市は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）による激甚災害または局地激甚災害の指定が受けられるよう措置し、復興事業を迅速かつ円滑に実施する。

第2 激甚災害指定の手続き

1 被害調査

激甚災害及び局地激甚災害に関する調査は、県が行う。市は、県が行う調査に協力する。

2 激甚災害指定の決定

知事は被害調査結果を取りまとめ、内閣総理大臣に報告する。

内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断し、政令により指定する。

第3 激甚災害に関する被害状況等の報告

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力するため、災害後迅速かつ正確に公共施設等の被害情報を把握するための体制を整える。

なお、知事は、県内に災害が発生した場合、被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について県の各関係部局に必要な調査を行わせる。県の関係部局は施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、そのほか激甚法に定める必要な事項を取りまとめたのち、総務部総合防災課を通じて知事に報告することとなっている。

第4 災害復旧事業計画

防災関係機関は、被災施設の復旧事業計画または査定計画を速やかに作成し、復旧事業が適期に実施できるよう努める。また、復旧事業計画の樹立に当たっては、防災関係機関が十分連絡調整を図って、災害の原因、災害地の状況及び社会経済的影響を検討し、災害の再発防止を図る。

なお、がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止または拡大防止のため、関係法令を考慮のうえ適切な措置を講ずる。

第5 激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

第6 激甚災害に対する援助措置

1 激甚災害法に基づく主要な適用措置（激甚災害指定基準による指定：本激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が選択して適用される。

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助		
公共土木施設	災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
	復旧事業関連事業	上記の公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業で、国の負担割合が2/3未満のもの。（道路、砂防を除く）
公立学校施設	災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
公営住宅	災害復旧事業	公立住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅及び同施設の建設または補修に関する事業
生活保護施設	災害復旧事業	生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）または第41条（社会福祉法人または日赤が設置するもの）の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
児童福祉施設	災害復旧事業	児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
老人福祉施設	災害復旧事業	老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム、及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
身体障害者更正援護施設	災害復旧事業	身体障害者福祉法第27条第2項または第3項の規定により、県または市町村が設置した身体障害者更正援護施設災害復旧事業
知的障害者更正施設等	災害復旧事業	知的障害者福祉法第19条の規定により、県または市町村が設置した知的障害者更正施設または知的障害者授産施設の災害復旧事業
婦人保護施設	災害復旧事業	売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
感染症指定医療機関等	災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により設置された感染症指定医療機関の災害復旧事業
感染症予防事業		激甚災害のため感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県または市の支弁に係る感染症予防事業
堆積土砂排除事業		<ol style="list-style-type: none"> 公共施設の区域内の排除事業 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法（政令）に定めた程度に達する泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体またはその機関が施行するもの 公共施設の区域外の排除事業 激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたものまたは市町村長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業
たん水排除事業		激甚災害の発生に伴う破堤または溢流により浸水した一団の区域について浸水区域について浸水面積が、引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。

農林水産業に関する特別の助成	
農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置	この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い、超過累進率により嵩上げを行い措置する。
農林水産業行動利用施設災害復旧事業の補助の特例	激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特定を定め、1箇所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について1箇所の工事費用を10万円に引き下げて補助対象の範囲を拡大する。
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）	第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の2点の特別措置を行う。 1 天災融資法の対象となる経営資金の貸与限度額を250万円に、政令で定める資金として貸付ができる場合の貸付限度額については600万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金については7年とする。 2 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等、または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。
森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	

中小企業に関する特別の助成	
中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置	1 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する担保限度額を別枠として設ける。 2 災害関係保証の保険についてのてん補率を、100分の70から100分の80まで引き上げる。 3 保証料率を一般の保証より引き下げる。
小規模事業者等設備導入資金等助成法による貸付金の償還期間の特例	激甚災害を受けた中小企業者に対し、激甚災害を受ける以前において小規模事業者等設備導入資金等助成法によって貸付けた貸付金について、県は償還期間を2年以内において延長することができる。
政府系金融機関による融資	商工組合中央金庫の激甚災害を受けた者に対して再建資金を貸付ける。 また、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫においても低利融資を行う。
事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	

その他の財政援助及び助成	
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象	法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、少年自然の家、同和対策集会所、体育館、運動場、水泳プール、その他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費の額が、一の公立社会教育施設ごとに20万円以上が対象となる。
私立学校施設災害復旧事業に対する補助	激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する1学校の工事費の額を、その学校の幼児・児童・生徒または学生の数で除して得た額が750円以上で1学校について、 ・幼稚園・・・・・・・・・・・・・・・・ 60万円以上 ・特別支援学校・・・・・・・・・・・・ 90万円以上 ・小・中学校・・・・・・・・・・・・・・ 150万円以上 ・高等学校・・・・・・・・・・・・・・ 210万円以上 ・短大・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 240万円以上 ・大学・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 300万円以上の場合
母子寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例	国は、指定地方公共団体である県が、被災者に対する母子寡婦福祉資金の貸付金の財源として特別会計に繰り入れた3倍に相当する金額を、県に貸付ける。
水防資材費の補助の特例	次のいずれかの地域で、国土交通大臣が告示する地域に補助される。 1 県に対して補助する場合は、激甚災害に関し、県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が190万円を超える県の区域 2 水防管理団体に対しては激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える水防管理団体の区域で補助率は2/3である。
罹災者公営住宅建設資金の特例	
日本私学振興財団の業務の特例	
市町村が施行する感染症予防事業に関する特例	
産業労働者住宅建設資金の特例	
公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別の財政援助	
失業保険法第8条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業保険金の支給	

2 局地激甚災害指定により適用される措置（局地激甚災害指定基準による指定：局激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が選択して適用される。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第2章：第3条、第4条）
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）
- (4) 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）
- (5) 中小企業に関する特別の助成（激甚法第12条、第13条）
- (6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

第7 復旧事業の促進

被災施設の被害程度、緊急の度合いに応じて、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じ、復旧工事が迅速に実施できるよう努める。

また、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものから直ちに着手し、事業実施期間の短縮に努める。

第7節 公共施設災害復旧事業計画

【実施機関：防災関係機関】

第1 基本方針

災害復旧計画は、被災した各施設（特に公共施設）の復旧においては、単に原形復旧にとどまらず、再度の被害発生を防止するための改良復旧を原則とし、各種施設復旧計画の策定に当たっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧に当り、速やかに当該事業の促進を図るよう配慮する。

なお、復旧・復興に当たっては、市民の意向を十分に尊重し、県や国の協力を求めて、計画的に事業を進める。

第2 災害復旧計画

罹災施設等の復旧を迅速に行うため、市、指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期にこれを実施するため、復旧事業に必要な職員の配備、応援派遣計画等について必要な措置を講ずる。また、大規模な災害時における労働力、施工業者の不足、資機材の払底等の事態を想定して十分にこれを検討する。

1 河川災害復旧計画

市内各河川の特性を十分検討して災害の原因を調査し、災害の再発防止を期するため改良的な方法も勘案するほか、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、復旧方式を定め県予算面あるいは公共土木施設災害復旧対策事業費国庫負担法との調和を図りつつ復旧工事を推捗させる。

2 海岸災害復旧計画

被害の原因を調査・究明し、堤防（護岸）の強度と背後施設の水害に対する強さの総合的バランス等を十分勘案し、その安全性と施設によって防護される地域の経済効果等を加味して速やかに計画を樹立して復旧工事を推捗させる。

3 砂防災害復旧計画

河川上流部からの土砂礫の流出が下流部の災害発生原因となっており、砂防施設は治山治水対策の基礎となるものである。従って、河川上流部地域の砂防設備については、再度同様な災害を被らない強度を有する工夫をもって復旧工事を行う。

4 地滑り災害復旧計画

被災原因を十分調査し、保全対象により復旧対策工事の規模を決定し、速やかに復旧工事を行う。

5 急傾斜地災害復旧計画

既存施設の復旧を図ることはもちろんのこと、急傾斜地の場合、隣接の自然斜面の崩壊の可能性もあるので、一般事業等も含めて総合的な斜面对策として復旧工事を行う。

6 道路災害復旧計画

産業経済及び地域住民生活の基盤となっている道路及び橋梁の災害復旧は最も急を要するので、被災後、直ちに応急復旧工事に着手し、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法によって復旧工事を行う。

7 港湾の災害復旧計画

災害で長期にわたり港湾機能が麻痺した場合、秋田県の社会・経済活動全体に大きな影響を与えることになる。

このため、被災した港湾施設は早期に応急手当を施し、経済活動等に与える影響を最小限となるよう努めるとともに、抜本的な復旧対策が必要な施設については、被災原因を詳細に調査し、各施設の性格に応じた適切な復旧計画を立案する。

特に、原形復旧のみで機能を十分に発揮できない施設や再度被災のおそれのある施設については、改良も含めて復旧工法を検討する。

8 漁港の災害復旧計画

各漁港の地理的条件に風速、潮位及び波高等の海象条件等を十分勘案し、被災した漁港施設の速やかな復旧を図る。なお、漁港の埋塞等漁業活動に支障をきたす被害については、応急工事により対策を進め、再度災害を被らないよう工法等を検討して計画を樹立する。

9 林地荒廃防止施設災害復旧計画

治山事業による林地荒廃防止施設が被災した場合には、即刻調査のうえ計画的に従前の機能回復のための復旧工事を速やかに実施する。

なお、必要な場合、応急工事による対策を進める。

10 下水道施設の災害復旧計画

下水道施設は、市民生活を支える重要なライフラインの一つであり、被災した場合は早急に応急対策を実施し、市民への影響が最小限となるよう努める。

本復旧は、被災規模、施設の重要度、復旧の難易度等を勘案して復旧水準を定め、工期や経済性等の検討を行ったうえで復旧計画を策定し、速やかに復旧工事を実施する。

11 農林水産施設災害復旧事業計画

(1) 農地農業用施設災害復旧計画

農地農業用施設の災害については、現在まで原形復旧に重点をおいて復旧がなされていたが、投資効果を十分発揮するためにも、今後はさらに被災の原因をよく探究して災害を繰り返さないよう計画に当たっては、これらを改良する関連事業も一連の計画として実施する必要がある。

なお、農業農村整備事業として防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業と相互関連を保ち積極的に推進し、災害を未然に防止する方法を講じる必要がある。

(2) 林道災害復旧計画

林道は、多面機能を有する森林の適切な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設である。また、森林の総合利用の推進、山村生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしている。従って、林道の被災による交通途絶は、適切な森林整備や林業経営に支障を及ぼすほか、地域住民の生活に大きな影響を与えるため、早期の復旧が必要である。特に復旧対策においては、最近の車両

の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し、再被災を防ぐため各路線の性格に応じた適切な復旧計画の推進を図る。

(3) 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、または漁業協同組合及びその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定められたものが、1箇所40万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

12 社会福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉及び児童福祉施設の性格上緊急を要するので、工事に必要な資金は国、県の補助金及び独立行政法人医療福祉機構の融資を促進し、早急に復旧を図る。

この場合、施設設置場所の選定に当たっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び構造等に留意する。

13 学校教育施設災害復旧事業計画

日常多数の児童・生徒を収容する学校施設の災害は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても、迅速かつ適切に復旧しなければならない。特に学校施設は災害時における指定避難所として指定されており、復旧計画の策定に当たっては次の点に留意する。

- (1) 災害の原因を究明し、再度の災害発生を防止するため、必要に応じて改良復旧に努めるとともに、災害防止施設も併せて実施するよう考慮する。
- (2) 災害防止上特に必要があれば、設置箇所の移転等について考慮する。
- (3) 必要に応じて県に対し、技術指導の要請を行う。
- (4) 公立学校施設の災害復旧については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定に基づき、復旧計画を推進する。

14 公立医療施設病院等災害復旧事業計画

(1) 公共病院診療所施設災害復旧事業

公共の病院及び診療所の災害については、起債対象事業として復旧を図る。

なお、起債の元利償還金については、普通地方交付税に算入されるものである。

(2) 感染症指定医療機関災害復旧計画

感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律に定める感染症指定医療機関の災害については、一般的には同法の規定による補助を得て復旧を図るが、激甚法の適用がなされた場合においては、これにより措置する。

第3 災害復興計画の作成

被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復（生活復興）には、迅速な被災地域の復興（都市復興）が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速

やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。

1 事前復興対策の実施

災害復興では、災害発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行ううえでの人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要がある。

しかし、被災後の混乱期には、これらの作業が錯綜して円滑に行えない可能性があることから、手続の流れ等について平常時から整備に努めるものとする。

2 災害復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

なお、被害が「大規模災害からの復興に関する法律」の規定に該当する場合、市は、必要に応じて、国の復興基本方針に則した復興計画の策定等により復興を進める。この場合、国及び県は、市から要請がある場合等、必要に応じ、同法に基づく支援等を行う。

3 災害復興方針・計画の策定

(1) 災害復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

なお、災害復興を進めていく際には、この復興方針策定の段階はもとより、次に述べる復興計画の策定から復興事業・施策の展開に至るまで、市民の意見を十分反映させていく。

(2) 災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

4 災害復興事業の実施

災害復興は、市と県及び国との密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、県との間の十分な調整作業等が重要であり、また復興に当たっての財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、県及び国との密接な連携のもとに事業を推進する。

市は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、内閣府において緊急災害対策本部が設置された災害）からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の出向を要請する。

また市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保を行う。